

「松阪市公共下水道排水設備指定工事店」申請手続き要領

【指定工事店の資格要件】

1. 三重県内に営業に適する店舗または事務所を有していること。
2. 財団法人三重県下水道公社の資格認定者名簿に登録され、責任技術者証の交付を受けている者が、1人以上専属していること。
3. 工事の施工に必要な設備及び機材を有していること。

【指定の欠格要件】

1. 成年非後見人若しくは被保佐人または破産の宣告を受けているもの。
2. 指定工事店の指定の取消処分を受け、その処分の日から2年を経過していない者。
3. 工事の履行において不誠実な行為をすると認める相当の理由があるもの。
4. 法人にあっては、上記の1から3に該当する者があるもの。

【指定工事店の申請手続き】

1. 提出期間 随時
2. 提出先・・・松阪市役所下水道建設課 下水道施設係
3. 提出書類

松阪市公共下水道排水設備指定工事店指定申請書

工事店経歴書

従業員名簿

所有機材調書

誓約書

(個人の場合)

- 1) 申請者の住民票(市役所、町村役場で交付のもの)
- 2) 申請者の身分証明書(市役所、町村役場で交付のもの)
- 3) 申請者の市町村税の完納証明書(滞納の有無の確認できるもの)
- 4) 申請者の履歴書(市販の履歴書に写真を貼付)

(法人の場合)

- 1) 法人登記簿謄本(法務局でとった原本)
- 2) 定款の写し
- 3) 代表者の住民票及び身分証明書(市役所、町村役場で交付のもの)
- 4) 工事店の市町村税の完納証明書(滞納の有無を確認できるもの)
- 5) 代表者の履歴書(市販の履歴書に写真を貼付)

専属する責任技術者証の写し(表面、裏面とも)

所有機材・材料及び事務所状況のわかる写真

・所有機材・材料を事務所、倉庫前に並べて撮影。(4～5枚程度)

・事務所の外観、内観を撮影。(2～3枚程度)

(注意)* からは個人、法人共提出してください。

* 責任技術者証の写しの提出において、申請時点で責任技術者証の交付を受けていない方は、合格通知書、技術講習終了証の写しを提出し、後日責任技術者証の写しを提出してください。

4. 申請手数料・・・15,000円(申請時に納付していただきます。)

問い合わせ、提出先 515 - 8515 松阪市殿町 1317 - 8 松阪市役所 下水道建設課 排水設備係 TEL 0598-53-4132
--

松阪市公共下水道排水設備指定工事店申請書類チェック表

チェック	申請書類
	松阪市公共下水道排水設備指定工事店指定申請書
	工事店経歴書
	従業員名簿
	所有機材調書
	誓約書
	<p>個人事業主の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請者の住民票(市役所、町村役場で交付のもの) ・申請者の身分証明書(市役所、町村役場で交付のもの) ・申請者の市町村税の完納証明書(滞納の有無の確認できるもの) ・申請者の履歴書(市販の履歴書に写真を貼付)
	<p>法人事業主の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人登記簿謄本(法務局でとった原本) ・定款の写し ・代表者の住民票(市役所、町村役場で交付のもの) ・代表者の身分証明書(市役所、町村役場で交付のもの) ・工事店の市町村税の完納証明書(滞納の有無を確認できるもの) ・代表者の履歴書(市販の履歴書に写真を貼付)
	専属する責任技術者証の写し(表面、裏面とも)
	<p>所有機材のわかる写真</p> <p>所有材料のわかる写真</p> <p>事務所状況のわかる写真(外観・内部とも)</p>
	申請手数料・・・15,000円(申請時に納入)

と はどちらか該当するほうにチェックをしてください。